

「田辺市第一期自殺対策計画（素案）」に対する
ご意見をお聞かせください



問合せ 下記参照

この意見募集は、「田辺市第一期自殺対策計画（素案）」を広く公表し、市民の皆さんからいただいたご意見を参考にしながら、より良い計画作りを進めていくためのものです。

■意見募集期間
2月21日（金）「必着」まで

■意見を提出できる方
次のいずれかに該当する方
◇市内に住所を有する方
◇市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

◇市内の事務所又は事業所に勤務する方
◇市内の学校に在学する方
◇右記に掲げる方のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

■備付け場所
下記及び各行政局住民福祉課（19ページ参照）に設置しているほか、ホームページにも掲載しております。

■意見の提出方法
所定の様式（備付け場所に設置）に、住所・氏名・年齢を「記入の上、下記へ直接お持ちいただくか、郵

送又はFAX・Eメールで提出してください。なお、電話での受付は行なっておりません。

■意見の公表
いただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方を、ホームページを通じて公表します。ただし、一人ひとりのご意見に対して、市の考え方をお示しするものではありません。

■公表に当たっての個人情報の取扱い
「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載しません。

■提出先
◇障害福祉室（市民総合センター1階）
〒646-0028
高雄一丁目23-1
☎0739（26）4902
☎0739（25）3994
✉ shougafukushi@city.tanabe.lg.jp
http://www.city.tanabe.lg.jp/shougafukushi/index.html

◇各行政局住民福祉課

国民年金保険料の納付は口座振替での
前納・早割が便利でお得です！



問合せ 下記参照

国民年金保険料は、口座振替での前納・早割を利用すると割引されます。2年前納、1年前納、6か月前納（4月～9月分）の申込期限は、2月28日（金）です。

お申込みは、「口座振替申出書」に必要事項を記入・押印し、年金事務所又は金融機関の窓口へ提出してください。手続には、納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印が必要で、「口座振替申出書」は、市民課、各行政局住民福祉課（19ページ参照）、年金事務所の各窓口にて備えているほか、日本年金機構ホームページに掲載しています。その他、クレジットカードによる納付方法もあります。

☎市民課庶務年金係
☎0739（26）9925
◇田辺年金事務所 国民年金課
☎0739（24）0432
◇田辺年金事務所新宮分室
☎0735（22）8441
◇日本年金機構
https://www.nenkin.go.jp/

納付方法	納付・前納期間	納付期限・口座振替日	口座振替		現金・クレジットカード		備考
			納付額	割引額	納付額	割引額	
通常	当月（1か月分）	翌月末	16,410円	0円	16,410円	0円	
早割	当月（1か月分）	当月末	16,360円	50円	-	-	口座振替のみ
6か月前納	4～9月	4月末	97,340円	1,120円	97,660円	800円	口座振替は現金納付より320円お得
	10～翌3月	10月末					
1年前納	4～翌3月	4月末	192,790円	4,130円	193,420円	3,500円	口座振替は現金納付より630円お得
2年前納	4～翌々年3月	4月末	379,640円	15,760円	380,880円	14,520円	口座振替は現金納付より1,240円お得

※記載の国民年金保険料は、令和元年度のものです。

各種計画（素案）についてご意見をお聞かせください



問合せ 下記参照

田辺市地域公共交通網形成計画（素案）
市民や市を訪れる観光客等にとって利用しやすく、かつ、効率的で公的な財政負担の軽減が図られる持続可能な地域公共交通網を構築するため、本計画を策定します。

地域公共交通網形成計画は、令和2年度～令和6年度を計画期間とし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、移動手段に係る各種事業とも整合性を図りつつ、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものです。

第2期田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）
まち・ひと・しごと創生とは、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し

て、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものです。

まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年12月に田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少への対応と地方創生の推進に向けた取組を進めてきました。令和元年度末に計画期間を終える中、今後目も切れ目なく取組を進めるため、第2期田辺市まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和2年度～令和6年度の計画として策定します。

各種計画（素案）に対する意見の提出方法
各種計画（素案）については、各備付け場所又はホームページからもご覧いただけます。

■意見募集期間
2月3日（月）～21日（金）「必着」

■意見を提出できる方
次のいずれかに該当する方
◇市内に住所を有する方
◇市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
◇市内の事務所又は事業所に勤

務する方
◇市内の学校に在学する方
◇右記に掲げる方のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

■備付け場所
企画広報課（本庁舎3階）、本庁舎企画係、各行政局総務課 ※郵送を希望される場合は、企画広報課までご連絡ください。

■意見の提出方法
所定の様式（備付け場所にあります。）に、住所・氏名・年齢を「記入の上、下記提出先へ直接お持ちいただくか、郵送・FAX・Eメールで提出してください。ご意見については、その理由もお書きください。なお、電話での受付は行っておりません。

■意見の公表
いただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方を、広報紙やホームページを通じて公表します。ただし、一人ひとりのご意見に対して市の考え方をお示しするものではありません。

■公表に当たっての個人情報の取扱い
「田辺市個人情報保護条例」



■提出先
◇企画広報課 企画調整係
〒646-8545
新屋敷町1
☎0739（26）9963
☎0739（22）5310
✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp
http://www.city.tanabe.lg.jp/

◇各行政局総務課
19ページ参照

紀州石神田辺梅林が開園します

問合せ 下記参照



日程	イベント
2月9日(日)	ご当地キャラまつり
2月11日(火・祝)	紀州天満宮「梅花祭」(豊稷祈願の餅まき)
2月16日(日) 『祝梅祭』	野点・大正琴演奏会
	豊稷祈願餅まき大会 梅林ウォーク(有料) ※詳しくは田辺観光ボランティアガイドの会 (0739-25-4919) までお問い合わせください。
2月23日(日・祝)	ご当地キャラまつり
3月7日(土)	神島屋「梅やきとり」「梅スイーツ」販売
3月8日(日)	石神 大感謝餅まき大会
開園期間中開催	恒例!春を先取り「石神市」
	石神母さん特製弁当販売 (午前までに要予約)
	梅の重量・数量当てクイズ
	観梅スタンプラリー
開園期間中の毎週 日及び祝日開催	観梅スピードくじ
	紀州石神田辺梅林Instagram フォトコンテスト
開園期間中の毎週 日及び祝日開催	梅ジュース作り体験
	石神の焼いも販売

回 2月8日(土)～3月8日(日)
※開花状況により期間を変更する場合があります。
開 9時～17時

■駐車場(無料)
◇臨時駐車場50台
◇休憩所屋上駐車場30台
田辺観光協会事務局
(観光振興課内)
☎0739(26)9931
(期間中のみ)
☎0739(26)9929
(観光振興課)
☐ <http://www.tanabe-kanko.jp/>



特別展『岸田劉生展 - 写実から、写意へ -』を開催します

問合せ 市立美術館 (☎ 0739-24-3770)



▲岸田劉生《自画像》1913(大正2)年
笠間日動美術館蔵

回 2月1日(土)～3月22日(日)
開 10時～17時(入館は16時30分まで)
休 毎週月(ただし2月24日は開館)・2月12日(水)・2月25日(火)

場市立美術館
38年間の短い生涯に、驚くべき集中力で充実した幾多の名作を残した岸田劉生(1891～1929年)の芸術を、写実から写意へと移っていった表現の変遷に注目して紹介します。
☎600円(480円)

※(一)内は20名以上の団体割引料金です。学生及び18歳未満の方は無料です。その他観覧料の減額や免除の制度もありますのでお問い合わせください。

【記念講演会】
回 ①2月22日(土)、②3月7日(土)
開 いずれも14時
場市立美術館「研修室」
内 ①「岸田劉生の油彩画と装丁」
◇講師 農澤美穂子さん(ひろしま美術館学芸員)
②「岸田劉生の日本画」
◇講師 三谷涉(市立美術館学芸員)
※予約不要、観覧料のみ必要。手話通訳もつきます。
【展示解説会】
回 2月8日(土)・3月21日(土)
開 いずれも14時
場市立美術館
内 当館学芸員が行います。
※予約不要、観覧料のみ必要。

軽自動車等の手続はお早めに!

問合せ 税務課 庶務係 (☎ 0739-26-9919)



軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。譲渡や廃車、盗難等で車体が手元になくても登録が残っていると課税されますので、お早めに手続をお願いします。

【原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車の手続に必要なもの】

- ◇廃棄処分するとき、市外へ転出するとき、市外の方に譲るとき
標識、所有者の印鑑、標識交付証明書、窓口に來られる方の本人確認書類
- ◇市内の方に譲るとき
新旧所有者の印鑑、標識交付証明書、窓口に來られる方の本人確認書類
- ◇標識を破損したとき
標識、所有者の印鑑、標識交付証明書、窓口に來られる方の本人確認書類
- ◇盗難・紛失・解体等で標識や車体がないとき
所有者の印鑑、窓口に來られる方の本人確認書類、盗難の場合は警察での受理番号、紛失の場合は標識弁償金として2000円・解体の場合は解体証明書(標識がない場合は標識弁償金2000円も必要です。)

※標識交付証明書はなくても可

能。本人確認には運転免許証等をお持ちください。
※所有者死亡の場合は、廃車又は名義変更の手続が必要です。

■手続先

- ◇軽自動車(四輪車・三輪車)
軽自動車検査協会和歌山事務所
☎050(3816)1846
- ◇125ccを越える二輪車
近畿運輸局和歌山運輸支局
☎050(5540)2065
- ◇原動機付自転車(125cc以下の二輪車)、ミニカー、小型特殊自動車(フォークリフト・トラクタ等)
・税務課庶務係
☎上記参照
・各行政局住民福祉課
☎19ページ参照

「注意ください!」
4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年度の軽自動車税が課税され、月割りでの減額はありませぬ。



車種		税率(年額)
原動機付自転車	総排気量が50cc以下	2,000円
	総排気量が50cc超90cc以下	2,000円
	総排気量が90cc超125cc以下	2,400円
ミニカー		3,700円
		3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	その他のもの	5,900円
二輪の軽自動車	総排気量が125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

【原動機付自転車及び二輪車等の税率】
令和2年度は左表のとおりとなります。

車種	税率(年額)				
	①平成27年3月31日以前に新車登録(旧)	②平成27年4月1日以後に新車登録(新)	③新車登録から13年経過(重課)※		
軽自動車	三輪で総排気量が660cc以下	乗用	3,100円	3,900円	4,600円
		貨物	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪以上で総排気量が660cc以下	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※③に該当するものは、平成19年3月31日以前に新車登録された車両です。中古車の場合は、購入された年月と新車登録年月とは異なりますのでご注意ください。(被けん引車、電気自動車等は除きます。)

【三輪及び四輪以上の軽自動車の税率】
令和2年度は左表のとおりとなります。そのほか、平成31年4月1日～令和2年3月31日に新車登録された一定の環境性能を有する軽四輪車等については、その燃費性能に応じて軽自動車税を軽減される措置があります。